

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 19 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2022

課題番号：17K03505

研究課題名(和文) 人格の関連する知財保護の意義を巡る再考察 - スポーツ界を例に公共的利益の視点から -

研究課題名(英文) A study on the legal protection of athletes' publicity rights

研究代表者

安東 奈穂子 (ANDO, Nahoko)

九州大学・法学研究院・専門研究員

研究者番号：50380655

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,300,000円

研究成果の概要(和文)：スポーツ選手の肖像には、人格的および経済的な価値にくわえ、公共的な利益(みんなの利益)につながる社会的な価値のあること、この価値は、スポーツ選手と周りの人々との「協同」によって創り出され高められることを示した。

人格の関連する知財保護の意義とは、人格的(心)、経済的(カネ)、社会的(協同)側面について、本人の自由な意思、自己決定を尊重することをとおし、本人と他者とのあいだ(みんなのなか)の適正さ(フェア)を促進・維持し、本人の自律(私益)とともに、みんな一人ひとりの私益(公益)に寄与するものと明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

情報の社会性および協同性について考察を深めたことは、これまで専ら私益の保護に資するとされてきた肖像権やパブリシティ権を、公益的な観点も加味したうえで再構築するという、大きな意義を有している。

さらに、本研究で注目する公共的な利益が、このように社会性や協同性に結び付けて理解できたことは、肖像という人格の関連する知財から知的財産一般へ、そして知的財産権一般へと保護の意義の議論を拡張させていく際に、重要な示唆を与えるものと考えられる。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to try clarify what the meaning of legally protecting athletes' publicity rights. It turned out that there is social value which leads to public benefit (everybody's benefit) in an athlete's image and likeness in addition to personal and economic value.

The significance of the protection of intellectual property related to personality is to respect for self-determination in terms of personality (mind), economic (money), and social (interaction) for promote and maintain the fairness (good faith) between the person and others (among everyone), so contribute to the private interests of each person as well as the autonomy of the individual.

研究分野：知的財産法(著作権法)パブリシティ権

キーワード：人格の関連する知財情報の3つの側面 肖像の法的保護の意義 パブリシティ権と人格権 人格権と自己決定の尊重 協同による情報の価値形成

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

- (1) 氏名・肖像や著作物といった人格の関連する知的財産は、法的にはパブリシティ権や著作権で保護されている。しかしながら、社会的には侵害事例が後を絶たず、権利を尊重する姿勢はなかなか根付いていない。その要因は、情報の独占の正当化にあたって、社会の豊かさや文化の発展など公益に繋がると説明されても、論理的な飛躍があつて実感に乏しく、遵守に納得が得られていない実態がある。
- (2) 肖像なる情報が、肖像権やパブリシティ権と呼ばれる権利によって法的に保護されることは、明文の規定はないものの、これまでのわが国の判例の集積から明らかである（「京都府学連事件・上告審」（最大判昭44・12・24）、「ピンク・レディー事件・上告審」（最判平24・2・2）等）。しかし、権利の具体的な性質や内容、例えば、譲渡できるか、死後も権利は存続するか、どのような場合に制限されるかについては、なお不透明である。

2. 研究の目的

- (1) 個人と社会の新たな関係性パラダイムの構築を目指し、情報にまつわる私益の法的保護と、文化や社会における公益とを結んだ構図の中間に、「公共的利益(みんなの利益)」なるものを概念化、さらに具体化することを目的とする。
- (2) 私益の形成のなかに、公益ともちがう、私益のなかにあつても、他者らとともに形成し、高めていく（高められていく）価値があることを示す。人格の関連する情報の価値に対する自己決定（意思決定）には、自己のこと（私益のこと）にとどまらない価値（社会とのつながりのなかで形成されていく自己の利益）にかかわるものであることを明らかにする。
- (3) 肖像という価値ある情報の法的な保護が、結果、何に結びつくか、即ち、肖像なる情報を法的に保護する意義を、スポーツ選手の肖像の価値の本質を問い直し、スポーツ選手の自律と社会との関わりから詳らかにする。

3. 研究の方法

- (1) そもそも人格に関連する情報一般を保護することは、人が社会において自己を実現していくために不可欠であり、その中核に自己決定があると考えられる。一方で、人格情報とはいえ、集積され分析されれば付加価値ある情報を創出し、また有名人等であれば単体でも十分に経済的利益につながる、知的財産と呼べる一面も持っている。本研究ではこの両要素の位置づけを探る試みの一つとして、スポーツ選手の人格情報が関連する裁判例や社会的な活動などを分析した。
- (2) 肖像の関連する判例について、肖像権とパブリシティ権それぞれを、社会的および法的な認知過程に沿って、黎明期、成長前期、成長後期と整理し、現在は、権利の性質

が具体化されていく発展期に移っていることを明らかにした。

- (3) スポーツ選手の肖像の法的保護と限界について、侵害の判断基準と裁判例から示すとともに、スポーツ選手の肖像の利用と制約について、契約（統一契約書、スポーツ選手の労働者性、独占禁止法の適用可能性）の観点からも考察を試みた。
- (4) スポーツ選手など社会的な影響力のある人の肖像の価値形成（パブリシティ権で保護される価値）は、常に流動的で、社会からの（他者らからの、みんなからの）力の影響を受けることを、氏名・肖像の発信（ブログ、SNSなど）、報道（インターネット、テレビなど）、利用（許諾、契約など）、活動（試合、ファンとの交流、社会貢献・慈善活動など）から考察した。

4. 研究成果

- (1) 明らかになったことは、人格情報の価値コントロールに主体的であろうとするスポーツ選手の姿勢である。プライバシーの暴露や嘘の報道により人格にマイナスの価値がつけられようとする際はもとより、プラスの価値であってもどのような方向性で価値が形成されていくのかを自らで判断することを重視している。よって、本研究における法の役割は、行為の後の結果に対してというより、事前の目的や行為（自己決定に至る過程や自己決定そのもの）に対して果たすべきと考えられる。スポーツ選手の肖像の管理や運用にあたり、肖像権やパブリシティ権に基づき選手の意思を尊重することは、選手自らが、自己の肖像の価値の創出、利用、処分について主導的に関わっていくことを保障し、選手の自律に寄与しうる。
- (2) 一方、私たち社会は、スポーツ選手のパーソナリティ（人格）の魅力に、感激、感動し、明日への活力や勇気を与えられている。時にスポーツ選手の社会貢献は、忘れてしまいがちの人々や物事に目と心を向けさせ、私たちに行動を促す。スポーツ選手もまた、ファンの応援や励まし、支える人々のありがたさを感じ、選手であるまえに人としてコミュニティで良好な関係を築く行動につながる。こうしたスポーツ選手と私たち一人一人に生ずる、他者や社会とのつながりや一体感の生成、又は善や倫理的な行為への志向は、社会的にプラスな価値の創出、いわゆる社会的な利益（私たちみんなの利益）と捉えうる。
- (3) スポーツ選手の肖像には、従来から指摘されている人格的および経済的な価値にくわえ、みんなの利益につながる社会的な価値のあること、この第三の価値ともいえる社会的な価値は、スポーツ選手と、彼らを囲む周りの人々との、意思表示や行為を伴う双方向のやり取り、つまり「協同」によって創り出され高められていくことが確かめられた。

(4) スポーツ選手の肖像を法的に保護する意義とは、人格的（心）、経済的（カネ）、社会的（協同）側面についての自由な意思、自己決定を尊重することとおし、スポーツ選手の自律（私益）に寄与するだけでなく、公益、すなわち他者の活力の源泉となり、ひいては、一人ひとりの私益に結びついていくことだと明らかにした（図1*引用文献②より）。

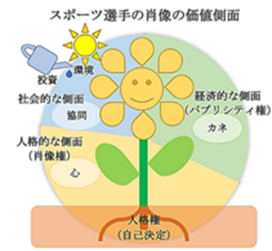


図1

(5) 情報の社会性および協同性について考察を深めたことは、これまで専ら私益の保護に資するとされてきた肖像権やパブリシティ権を、公益的な観点も加味したうえで再構築するという、大きな意義を有している。さらに、本研究で注目する公共的な利益が、このように社会性や協同性に結び付けて理解できたことは、肖像という人格の関連する知財から知的財産一般へ、そして知的財産権一般へと保護の意義の議論を拡張させていく際に、重要な示唆を与えるものと考えられる。

(6) スポーツ選手と同様に、社会的な影響力のある芸能人にも、こうした側面のあることが分かった。よって、スポーツ選手や芸能人の氏名（グループ名）・肖像といった情報の「財」には、自律と労働とともに、「公共的利益（みんなの利益）」が関連し、ゆえに、本人と他者とのあいだ（みんなのなか）の適正さ（フェア）が重要であり、本人の自己決定を尊重すること、および交渉する機会を確保することが、当該情報の価値を権利として保護する意義だと確認できた。AIの台頭のなか、「財」を生み出す情報は、個人の自律や労働との関係が希薄なものも少なくない。今後は、こうしたなかで、あえて情報の価値を権利として保護する意義は何か、これまでの研究をふまえて考察を深めたい。

<引用文献>

- ① 安東奈穂子、「スポーツ選手の肖像権とパブリシティ権」九大法学 117号 2018年 55-119頁
- ② 安東奈穂子、日本スポーツマネジメント学会（第12回）大会号原稿（23頁）

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 安東奈穂子	4. 巻 117号
2. 論文標題 スポーツ選手の肖像権とパブリシティ権 人格的及び経済的価値ある情報と権利についての一考察	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 九大法学	6. 最初と最後の頁 55-119
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 安東奈穂子	4. 巻 65
2. 論文標題 ヴィジュアル系ロックバンドのグループ名のパブリシティ権	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 私法判例リマックス	6. 最初と最後の頁 6-9
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 安東奈穂子
2. 発表標題 スポーツ選手の肖像の法的保護：肖像の価値形成に係る自律と社会性
3. 学会等名 スポーツマネジメント学会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------